

高知市城ノ平運動公園周辺環境整備業務仕様書

1. 概要

本仕様書は、高知市城ノ平運動公園（高知市鏡小浜435番地2）周辺の環境整備業務に適用する。

2. 業務期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで(年2回実施)

3. 一般事項

(1) 作業範囲

本業務の作業範囲は、運動公園部分とその周辺道路の間にある緑地帯、周辺道路の外周にある緑地帯、及び高知市スポーツ振興課所管の土地（高知市鏡小浜430-1）内にある墓地周辺の緑地帯とする。

(別紙「城ノ平運動公園全体平面図」参照)

(2) 作業内容

前項で定めた作業範囲内における植えつけた樹木及び残置木等の生育を阻害、並びに施設設備等の障害となる雑草木等を、可能な限り地際から刈払うものとする。

また市道際の支障木及び葛に関しては、多目的グラウンド西側～北側への市道沿い法面における総面積のおおよそ3分の1にあたる範囲を、可能な限り地際から刈払うものとする。

このとき、植えつけた樹木及び残置木は可能な限り損傷させてはならない。作業実施時に倒伏又は埋没した、植えつけた樹木及び残置木があるときは、適宜の措置を講ずるとともに、その状況を施設管理者に報告しなければならない。

(3) 作業回数及び時期

年2回、作業を実施する。作業は年度前半（6月～9月）及び年度後半（10月～3月）にそれぞれ実施するものとし、事前に施設管理者と協議のうえで作業実施日を決定すること。

なお、1回目の作業終了日後90日以内に2回目の作業を開始してはならない。ただし、施設係管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 書類の提出

① 作業実施前に、作業予定表及び作業者名簿を提出すること。

② 作業実施後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(5) 業務上の疑義

本仕様書に明記されていない事項あるいは疑義が生じた場合は、施設管理者と協議するものとし、軽微なものについては、施設係員の指示するところにより処理するものとする。